

申し込みに必要な書類一覧（野田市に転入予定で申請する方用）

(※)印は野田市指定様式で、ホームページからダウンロード可能です。

全 員 必 要 な 書 類	①保育所利用申込書、野田市子どものための教育・保育給付認定申請書(※)		☐		
	②児童の健康調査(※)		☐		
	③家庭状況等調査(※)		☐		
	④子ども・子育て支援新制度に基づく、教育・保育給付認定、利用者負担額(保育料)算定及び副食費免除算定のための同意書(※)		☐		
	⑤保育所利用申込における注意事項の同意書(※) ※④の裏面		☐		
	⑥母子手帳(出産のページ及び直近の定期健診のページをコピーしてください。) ※窓口で提出される場合は、原本をお持ちいただければ市職員がコピーします。		☐		
	⑦転入予定に係る申立書(※)	・住宅を購入・建築する場合→売買・請負契約書の写し ・市内在住の親族等と同居する場合→同居予定同意書(※) (上記のいずれも添付できない場合は、申立書に理由を記入)		☐	
	⑧ 保 育 を 必 要 と す る 事 由 が わ か る 書 類	父母それぞれでいずれかの提出が必要。(発行から3か月以内のもの。)			
		就 労	☐ 就労証明書(※) ☐ (自営の場合)自営を証明する書類 ☐ (変則勤務の場合)直近1月分のシフト票	☐ 父	☐ 母
		妊 娠・出 産	☐ 出産する子の母子手帳の写し	—	☐ 母
疾 病・障 が い		☐ 診断書等 ☐ 療養状況申告書(※)	☐ 父	☐ 母	
介 護・看 護		☐ 診断書等 ☐ 療養状況申告書(※)	☐ 父	☐ 母	
求 職 活 動		☐ 求職活動申告書(※)	☐ 父	☐ 母	
該 当 者 の み 必 要 な 書 類	兄弟が企業主導型保育事業、児童発達支援等を利用中	☐ 在園証明書	☐ 添付 ☐ 該当なし		
	ひとり親世帯	☐ 戸籍全部事項証明書（謄本） または受理証明書	☐ 添付 ☐ 該当なし		
	里親世帯または小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者の場合	☐ 千葉県里親登録証明書または千葉県小規模住居型児童養育事業養育者証明書の写し	☐ 添付 ☐ 該当なし		
	離婚調停(裁判)中で、親権者の一方が別居(生計が別)の場合	☐ ひとり親申立書 ☐ 離婚調停中を証明する書類	☐ 添付 ☐ 該当なし		
	世帯員の中に外国籍の方がいる場合	☐ 在留カードの写し	☐ 添付 ☐ 該当なし		
	同居で障がいをお持ちの方がいる場合	☐ 障害者手帳等の写し	☐ 添付 ☐ 該当なし		
	中国残留邦人等支援給付受給者	☐ 中国残留邦人等支援給付支給決定を証明する本人確認証	☐ 添付 ☐ 該当なし		

(転入時に必要な書類)

転入予定の方は、上記書類で利用申請を受け付けますが、転入後に本申請の手続きをしていただきます。その際に同居家族全員分の個人番号の確認をするので、マイナンバーカード又は住民票（個人番号記載）をお持ちください。※マイナンバーカード、住民票いずれの場合も原本の提示が必要です。